

目次

- 食品規制体制
- 食品基準

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規制体制

バングラデシュでは、一体化された食品安全管理システムの構築や、それによる食品安全政策の策定は未だおこなわれていない。しかし、国家食品及び栄養政策が策定されており、そのなかで食品安全も考慮されている。バングラデシュでは食品安全における明確な活動があり、品質管理が実施されている。多くの省庁がこれらの活動に関与する中で、主要な責任は保健家族福祉省（Ministry of Health and Family Welfare: MOHFW）にあり、国中で業務を遂行するための独自の基盤を備えている。同省の下で、食品安全および食品由来の健康被害に対する管理情報システムは、一次医療プログラムにある程度統合されている。バングラデシュは世界貿易機関（WTO）に加盟している。

バングラデシュ政府は、国民に食品の安全性と品質を確保することに尽力している。バングラデシュにおける食品の安全性および品質の管理体制は、法律・規制・基準、行政・査察、および研究所における分析業務から成っている。食品の安全性と品質が憂慮すべき状況にあることを考慮し、政府はバングラデシュ純正食品法（改正、2005年）を制定した。政府は食糧・災害対策省（MOFDM）を介し、食糧農業機関（FAO）の技術評価（TA）の下に「国家的食品安全性・品質システムの強化」プログラムを完了したところである。政府はまた、物品の標準化、検査、度量衡、品質管理、等級づけ、およびマークづけに責任を負う機関であるバングラデシュ基準・検査機関（BSTI）を強化しつつある。

政府はまた「ヨウ素欠乏症予防法（1989年）」を制定し、塩への全般的なヨウ素添加と市場におけるヨウ素無添加塩禁止により、バングラデシュにおける事実上のヨウ素欠乏症根絶を目指している。ほかには放射線防護法（1987年）、日用品法（1990年）、魚類・魚類加工品（査察・品質管理）規則（1997年）などの法規がある。また、国家的農業政策（1999年）、総合病害虫管理政策（2002年）などの多くの政策が、バングラデシュの食品安全・品質管理構想に関連している。不純物混和を防ぐための現行の活動は、社会全体で高く評価されている。

### 1 行政機関

バングラデシュでは食品中の危険な不純混和物の存在が消費者に被害を及ぼしている状況から、食品安全が重要な問題となっている。バングラデシュ憲法第15条では、食物など基本的な生活必需品の提供を確保することは国家の基本的責任であると定められており、同第18条では、栄養水準と公衆衛生の向上を国家の基本的義務として定めている。両条とも消費者に対する食品安全の必要性を示しており、国家は適切な法律の制定により消費者の安全を確保しなければならない。以下の省・部・庁は、食品に関する法、規則、及び規制の施行に関し直接または間接の責任を負う。

- 保健家族福祉省（MOHFW）：バングラデシュ純正食品令（1959年）およびバングラデシュ純正食品規則（1967年）により、安全な食品を保証するための食品規制法規の施行、食品検体収集など、食品の品質と安全性状況を監視する責任を負い、食品検体収集のほか、食品の製造加工および販売施設の査察を実施する。
- 地方行政・農村開発・協同組合省（MOLGRD）：中核都市および地方自治体における食品の安全性および品質に責任を負う。
- 法務・司法・議会問題省：検査済み食品検体証明書に基づき、「純正食品令（1959年）」に従って訴追を行う他、関連部門からの依頼または勧告により、既存の令／規則の改正、新規の令／規則の策定、審査、および議会による承認に責任を有する。
- 食糧・災害対策省：食品総局は郡県レベルの食品査察官を有し、査察官は通常、食品安全性業務に携わる他、査察官は輸入・国産の食用穀類および砂糖、食用油など他の食品の品質、ならびに貯蔵食用穀類などの品質に責任を負う。
- 産業省：同省に属するバングラデシュ基準・検査機関（BSTI）を通じ、食品品質管理の標準化、認証マーク、及び監視に関する責任を有する。BSTIはバングラデシュにおける食品規制実施に責任を有する。

- 農業省：最適な化学肥料・農薬の使用や種子の保管・供給といった優れた農業の実践を通じ、食品の安全性と品質の保持に携わる。農薬の承認は本省の責務である。同省業務総局（DAE）はバングラデシュ原子力委員会とともに、全国農産物の残留農薬を監視する調査を実施している。さらに、農業省は201の郡における総合病害虫管理（IPM）を実施している。
- 森林・環境省：同省環境部は農業業務部およびバングラデシュ電力開発庁とともに、ヒトの健康と環境を守る目的で、ストックホルム条約の下に残留性化学物質（POPS）に関するプロジェクトを実施している。
- 漁業・畜産省：同省漁業部が魚類・水生動物の病害対策と予防、および魚類・水産加工品の品質と安全性に責任を負う。水産物の品質・安全性プログラムは、製造管理および品質管理に関する基準（GMP）、衛生操作手順（SSOP）、および危害分析重要管理点方式（HACCP）の原則に則っている。魚類査察品質管理局（FIQC）は、水産加工業に対しHACCPの導入と実施を義務づけている。FIQCは、コーデックス指針および欧州連合（EU）と米国食品医薬品局（USFDA）の指示に従うよう、衛生（原料の処理・加工作業、施設の衛生）と施設設備の衛生に関する定期的査察を実施し、HACCP関連文書および記録を検証している。畜産局が、動物の健康と畜産物の品質・安全性に責任を負う。
- さらに、内務省、科学技術省、エネルギー・鉱物資源省、商業省、教育省、国防省等も食品の安全性と品質管理に責任を負う。

## 2 法規

バングラデシュには、健康・安全基準を維持するため、以下の法律がある。

- バングラデシュ純正食品令（1959年）：ヒトの消費に供する食品の製造販売のより良い管理について定めており、現在、本令は「バングラデシュ純正食品（改正）法」として改正中である。この改正法において保健家族福祉省の下に国家食品安全委員会を制定し、食品裁判所を開設するよう提案がなされている。
- バングラデシュ純正食品規則（1967年）：107品目の食品に対する一般基準がある。現在、本「規則」は改正中である。
- 食用穀類供給（有害活動予防）令（1956年）（1979年令第二十六号）：食用穀類の貯蔵、輸送、積み替え、供給、流通に関連する有害活動を予防するための特別措置を規定している。本令により、虚偽の申し立てまたは情報を防ぐための原則が定められている。
- 放射線防護法（1987年）：バングラデシュ原子力委員会の食品・放射線生物学研究所（IFRB）が、バングラデシュの食品照射の研究開発に携わっている。
- ヨウ素欠乏症（IDD）予防法（1989年）：バングラデシュにおける事実上のIDD根絶を目指し、全般的な塩へのヨウ素添加のためにヨウ素欠乏症予防法（1989年）を制定し、市場におけるヨウ素無添加の塩を禁止した。
- 魚類・魚類加工品（査察・品質管理）規則（1997年）：魚類・魚類加工品（査察・品質管理）令（1983年）（1983年令第二十号）のもと、魚類・魚類加工品査察・品質規則（1989年）、およびその下に制定された他の関連規定と併せ、政府はこの魚類・魚類加工品（査察・品質管理）規則（1997年）を制定した。輸出入貿易推進のための品質改善を図ることを基本的に意図している。バングラデシュにおける魚類・魚類加工品の品質管理は、輸入国の間で高い評価を得ている。
- 他の法規：さらに、バングラデシュには食品の安全性・品質を確保するために他の多くの法規がある。すなわち、動物屠殺（制限）および食肉管理（改正）令（1983年）（改正中）、農薬令（1971年）および農薬規則（1985年）、害虫・病害虫規則（植物検疫）（1966年）（1989年まで改正）、農産品市場法（1950年）（1985年改正）、魚類保護保存法（1950年）（1995年改正）、海洋漁業令（1983年）および規則（1983年）、食糧省調達規格・精米管理命令などである。
- バングラデシュ基準・検査機関令（1985年）：物品の標準化、検査、度量衡、品質管理、等級付け、および表示のための機関設立に関連している。政府はバングラデシュ基準・検査機関（BSTI）を設立した。本機関の重要な任務の一つは、国内消費用であれ輸出入用であれ、商品と材料の品質を保証することである。本令は改正されてバングラデシュ基準・検査機関法（改正）（2003年）となっている。

### ● 関連法規

- バングラデシュ新食品安全性法－2010年1月17日：国会は、魚類・動物用飼料生産を規制し、当該飼料への混入を防ぎ、他の遵守問題に対処するため、魚類・家禽類飼料法、ならびに孵化場法を策定する予定である。
- 宿営地純正食品法－1966年7月19日：バングラデシュ全土の軍隊宿営地における食品の不純物混和を防ぎ、食品の販売と製造を規制する。
- 純正食品令－1959年10月14日：消費者に害を及ぼす可能性のある不純物混和を防ぐため、食品として消費される加工品に対する規範を規定する。さらに、品質基準に合致しない食品の製造と販売を禁止し、有毒または危険な化学物質および中毒性の食品着色料の販売と使用を禁止し、乳・バター・ギー・小麦粉・アブラナその他の種子油など食品の全品目について純正基準を定め、ヒトの消費を目的とした罹患動物と有害な食品の販売を禁止し、虚偽の表示の使用を禁止し、食品分析と分析証明書について定め、食品の査察と押収について規定し、違法行為と刑罰について規定している。
- 動物屠殺（制限）および食肉管理法－1957年4月23日：動物の屠殺と食肉の消費に適応される制限について定めている。
- 食品（特別法廷）法－1956年11月13日：食料品に関連する違法行為に対する迅速な審理のための法廷設置について定めている。
- 種子規則－1998年3月8日：国立種子委員会の設置と、その機能及び任務、さらに種子の品種および種苗業者の登録に関連する全手順について定めている。
- 魚類の保護と保全に関する規則／法－1985年10月17日：本文書には二つの通知が含まれ、（1）魚類の保護と保全に関する規則（1985年）。（2）魚類の保護と保全に関する法（1950年）
- 母乳代替品（商業活動の規制）令－1984年5月24日：母乳育児の保護と推進、および母乳代替品の宣伝・輸入・流通・販売の禁止を目的とする。
- 海洋漁業規則－1983年9月5日：漁業、国内と国外の漁船認可、漁業操業、および関連活動に関する規則である。

- 海洋漁業令－1983年7月19日：(1) 序文、(2) 実施、(3) 認可を管理する一般規定、(4) 国内海洋漁業操業、(5) 外国海洋漁業操業、(6) 不服申し立て、(7) 禁止漁業方法、(8) 海洋保護区、(9) 認可職員の権限、(10) 違法行為・訴訟手続き、(11) 規則
- 魚類および魚類加工品（査察・品質管理）令－1983年5月17日：本令では魚類および魚類加工品の査察・品質管理を定める。
- 輸入業者、輸出業者、買付け業者（規制）命令－1981年10月22日：商品を買付け、輸入、または輸出するすべての企業や個人は、バングラデシュで登録される義務がある。
- 東パキスタン漁業（保護）令－1959年3月24日：(1) 簡略名、(2) 定義、(3) ある漁場が政府管理漁場であるとの布告、(4) 政府管理下の漁場における無許可漁業の禁止、(5) 有効な漁業認可証の携帯及び提示、(6) 他の漁場における無認可漁業の禁止、(7) 密漁を取り調べる権限の地方官庁への付与、(8) 免除規定、(9) 罰則条項、(10) 規則制定権。
- 他の法規：食品の安全性と品質を確保するためにバングラデシュには他の多くの法規が存在する。すなわち、動物屠殺（制限）および食肉管理（改正）令（1983年）（改正中）、農薬令（1971年）および農薬規則（1985年）、害虫・病害虫規則（植物検疫）（1966年）（1989年まで改正）、農産品市場法（1950年）（1985年改正）、魚類保護保全法（1950年）（1995年改正）、海洋漁業令（1983年）および規則（1983年）、食糧省調達規格・精米管理命令などである。
- なお、消費者の権利と特権を保護するため、近いうちに新規な法規として消費者保護法（2004年）が可決される予定である。また多くの政策、すなわちバングラデシュ食糧政策（1997年）、栄養に関する国家的実行計画、国家的農業政策（1999年）、総合病害虫管理政策（2002年）などが、バングラデシュの食品安全と品質管理に関連している。

### 3 バングラデシュ基準・検査機関（BSTI）

本機関は「バングラデシュ基準・検査機関令（1985年第三十七号）」の下で法人化されており、設立以来、バングラデシュにおいて製品の品質を監督する唯一の組織である。その多くの役割の中で最重要なものは、以下に例示するように、「国内消費用であれ輸出入用であれ、日用品、材料、農産物、製品、および食品材料など他の物品の品質を確保すること」である（<http://www.bsti.gov.bd/about.html>【外部リンク】[🔗](#)）。

- 認可工場に対する抜き打ち査察は、本機関に所属する有資格の査察官により定期的に実施されており、検体が無作為に採取されてBSTIの研究所で検査されている。
- 標準マークを有する製品は、本機関の査察チームにより一般市場から直接収集され、BSTIの研究所で検査されている。バングラデシュ消費者協会（CAB）および各商工会議所・業界の担当者が、査察チームの職務遂行を支援する。
- バングラデシュ政府は消費者の健康と安全について真剣に考慮しており、BSTI令（1985年）第24節に定められた条項の下で時折発令される法定規制命令（SROs）により、大量消費に供される145品目が現在までに必須認証マーク制度下に入った。
- BSTIは、国際基準および国際慣行に合致する基準・度量衡・検査・品質（SMTQ）の法的枠組みを規定することに精力的に取り組んでいる。
- 純正食品規則で制定された全基準は実質的な義務づけであり、BSTIにより施行されている。
- BSTIは、その認証マーク制度の下で製品とサービスを認証する法人である。
- 法定の度量衡検査機関は、BSTIの管理下にある。
- BSTIは、食品や農産品など種々の製品に対して3000を超す基準を定め、151の基準が義務的なもので認証マークを要するものである。BSTIは食品検査に対する153のコーデックス基準を採用している。
- BSTIのもとで炭酸水基準が策定され施行されている。これらの基準はインドの指針およびコーデックス指針に基づいている。
- BSTIは、食品の品質・安全性基準策定にコーデックス指針を採用する作業を既に開始している。2010年までに150を超えるコーデックス基準が採用された。
- 輸出入要件の大部分はBSTIの権限下にある。特定の取引についてはBSTIの助言を受ける必要がある。BSTIは港湾および主要なビジネスセンターに地域検査施設を設けている。

### 4 バングラデシュにおける食品管理に関わる組織

	省	部／組織	主な活動
1	農業省	植物保護局、業務総局（DAE）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸入／輸出される植物／植物製品の植物検疫証明書</li> <li>● 農薬使用管理</li> <li>● 肥料使用管理</li> </ul>
2	食糧省	食品総局（DGF）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 純正食品（PFDS）、在庫、調達される食用穀類／食料品、輸入食品などの品質管理</li> <li>● 市場における食品規制（現在未実施）</li> </ul>

3	保健家族福祉省	保健総局、県・郡の健康行政機関、保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡／県レベルの食品品質・衛生管理</li> <li>検査</li> </ul>
4	地方行政・農村開発・協同組合省 (MOLGRD)	中核都市・中小都市の保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>管轄地域の食品品質管理のための衛生査察官・研究所・公共分析士による活動</li> </ul>
5	漁業・畜産省	漁業部（魚類査察品質管理 [FIQC] 局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚類品質管理・輸出用証明書</li> <li>国内市場も同様</li> </ul>
		畜産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物衛生</li> <li>畜産品</li> <li>輸入動物</li> </ul>
6	産業省	Bangladesh 基準・検査機関 (BST I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料品の基準を策定</li> <li>検査・認証マークと査察</li> </ul>
7	科学・情報通信技術省	Bangladesh 原子力委員会 (BAE C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入食品の放射線レベル、残留農薬の検査</li> </ul>
		食品科学技術協会 (IFST) Bangladesh 科学産業研究評議会 (IFST)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の検査</li> <li>研究開発</li> </ul>
8	教育省	初等教育総局、中等教育総局、教科書委員会、大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の全レベルの教科書における食品安全性・栄養、環境問題の取り扱い</li> </ul>
9	情報省	報道資料事務局 (PIB) Bangladesh 国営放送局 (BTV) Bangladesh ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発用番組放送</li> </ul>
10	内務省	Bangladesh 警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察機関への支援</li> </ul>
11	法務・司法・議会問題省		<ul style="list-style-type: none"> <li>法の策定、審査、議会承認</li> </ul>

### ●調整機構

- 政策構造：内閣が唯一の全体的な調整管理基盤である。食品安全性の政策構造に関する別個の調整機構は存在しない。
- 食品管理（管理および査察）：食品管理活動を監督／統合する単一の機関は Bangladesh に存在しない。
- 義務的最低基準策定：食品安全性諮問委員会あるいは最低基準準備委員会のような組織はない。
- 補助基準策定： Bangladesh 基準・検査機関 (BSTI) 基準局は、約365の食品・農産品に関する基準と事業を策定したが、そのうち食品基準は190のみである。BSTIは国際基準 (ISO、IEC、コーデックスなど) を Bangladesh 基準として採用する権利を有する。現在までに150の国際基準が Bangladesh 基準として採用されている。BSTI基準局は、6の部門委員会と70の分科／技術委員会による支援を受けている。農業・食品分科委員会の下で17の分科委員会が食品基準のため作業中である。委員会委員には、利害関係のある省庁、大学／研究機関、 Bangladesh 消費者協会 (CAB)、商業貿易団体／協議会などの代表が含まれている。
- 研究所の活動と研究：研究および定期的検査方法に関し、研究所間の調整機構が強化されるべきである。
- 認定機関－法の草案が作成され、コメントを得るためにさまざまな省に送付されている。

## 食品基準

- バングラデシュ純正食品令（1959年）およびバングラデシュ純正食品規則（1967年）の下に、107の一般的義務的食品基準がある。
- バングラデシュ基準・検査機関（BSTI）がバングラデシュの標準化を担う組織である。BSTIの定めた50の一般的義務的食品基準がある。さらに、異なる食品に対するおよそ250の任意基準がある。BSTIはコーデックス基準も採用している。
- BSTIの定めた190の食品基準の中で52の基準が必須認証マークを定めている。
- 28のコーデックス基準がバングラデシュ基準として採用された。

### 1 食品の質的・量的評価

以下の研究所が食品の質的・量的評価に責任を負う。

- ダッカにある公衆衛生協会の公衆衛生研究所は、保健家族福祉省（MOHFW）に属する。各地の郡や地方自治体から衛生査察官により送付された年間約5000の食品検体がここで検査される。結果は、検体のおよそ50%に問題が認められている。しかし、これがバングラデシュにおける食品品質の実態を反映しているわけではない。なぜならば、これらの検体の大部分は無作為に収集されたものではなく、衛生査察官が不十分な食品であるとの先入観、すなわち疑いを抱いたものであるからである。
- MOHFWに属する公衆衛生栄養協会の研究所は、ヨウ素添加塩などの品質監視に取り組んでいる。
- バングラデシュ基準・検査機関（BSTI）は産業省に属する。2008～2010年にBSTIは500を超える移動法廷を開き、一般市場で検体を収集し、製造業者に正当な理由を示した通知を発し、認可のいくつかを取り消し、法的措置をとった。
- 食品検査研究所は食糧・災害対策省食糧局に属する。2002年～2003年にこの研究所は242検体の米、291検体の小麦、および6検体の油を検査し、2000～2001年にはそれぞれ3検体、20検体、49検体を検査した。
- ダッカの食品科学技術協会、バングラデシュ科学産業研究評議会（BCSIR）、およびチッタゴンとダッカにあるその支所は、科学・情報通信技術省に属する。
- ダッカ中核都市の食品検査研究所は、地方行政・農村開発・協同組合省（MOLGRD）に属する。2003年に計960検体がダッカ中核都市の公衆衛生研究所で検査され、2000年には430検体が検査された。
- 農業省業務総局（DAE）植物保護局研究所：本研究も、輸入・輸出される野菜・果実を検査する。2002～2003年中に7007.6トンの野菜と2262.6トンの果実が輸出され、この中から1500検体が収集され検査された。2000～2001年にはそれぞれ5554トン、1885トン、1000検体であった。両年とも100%の検体が問題ないものであった。
- クルナとチッタゴンの冷凍魚類品質管理研究所は漁業・畜産省に属する。2002～2003年には計3940ロットが輸出された。国内で49ロット、国外で8ロットが不合格とされた。マイメンシンの魚類研究協会にも、本省の研究所がある。
- 畜産部研究所は漁業・畜産省に属する。
- 原子力委員会の食品・放射線生物学協会は、エネルギー・鉱物資源省に属する。
- ダッカ大学の栄養・食品科学協会は、教育省に属する。
- バングラデシュ農業研究協会の中央研究所とポストハーベスト技術研究所、およびバングラデシュ稲研究協会研究所は、農業省に属する。
- ダッカにあるダッカ宿営地の軍隊食品・医薬品検査所は国防省に属する。
- バングラデシュ農業大学には、食品技術・農村工業学部、酪農科学学部、生物化学学部の各研究所がある。
- 犯罪捜査部（CID）化学捜査研究所は内務省に所属する。
- 環境局の環境研究所は環境・森林省に所属する。

### 2 食品安全性プログラム

バングラデシュ政府と世界保健機関（WHO）との協同プログラムが、1994年以来バングラデシュで実施されている。この食品安全性プログラムの主な活動は以下である。

- ダッカの公衆衛生協会の公衆衛生研究所の強化
  - 器具、備品、および化学薬品の調達
  - 研究所職員の（国内および国外での）教育
- 保健家族福祉省（MOHFW）および地方行政・農村開発・協同組合省（MOLGRD）の衛生管理者と衛生査察官の食品安全性に関する教育。
- 食品産業の品質管理担当者のHACCPに関する教育。
- 学校教員、コミュニティリーダー、宗教的指導者、ホテル・レストラン経営者／所有者、露天食品商人などへの食品安全性に関するオリエンテーション。
- 食品安全性に関する国家的・宗教的セミナー。

- 学童、ホテル・レストラン経営者／所有者、露天食品商人、一般大衆などへの食品安全性に関する情報提供、教育、およびコミュニケーション活動。
- 研究活動：種々の食料品の品質や、食物由来の疾患に関する疫学についてなど。